

「障害者手帳」を持つとどんな制度・サービスを利用できるの？

●精神障害者保健福祉手帳とは

「障害者手帳」には、①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

認知症の場合は、「精神保健福祉法」に基づき、一定の精神障害状態にあることを認定して「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。この手帳は、若年性認知症の診断を受けた後、日常生活や社会生活を送るための手助けとなりますので、活用しましょう。



●申請手続きについて

1. 取得できるかどうかは、まず認知症のかかりつけの医師に相談してみてください。
2. 病状や生活状況によって等級(1～3級)がありますが、入院・通院の区別や年齢の制限等はありません(あくまでも目安です)。
 - 1級 精神障害の程度が日常生活をひとりで送ることが極めて難しく、常時介助が必要な状態
 - 2級 精神障害の程度が必ずしも常時介助を必要としないが、日常生活に著しい支障をきたす状態
 - 3級 精神障害の程度が一部介助を必要とし、日常生活や社会活動が制約される状態
3. 申請窓口は居住地によって異なりますので、最寄りの区役所の保健福祉課へお尋ねください。
4. 手続きに必要な申請書類は、「申請書」、「診断書」「本人の写真(4cm×3cm、上半身、1年以内に撮影されたもの)個人番号(マイナンバー)が分かる書類(個人番号カードや通知カード等)及び身元確認のできる書類(運転免許証や個人番号カード等)」です。診断書は、初診日から6カ月を経過した以後に作成され、作成日が申請日より3カ月以内のもので、診断書を記載する医師は精神科医または認知症の精神医療に従事している医師となっていますので、窓口や主治医に確認しましょう。すでに「精神障害を事由とした障害年金」を受給している方は、「診断書」に代えて「年金証書」等で申請できるため、必要書類をご持参ください。
5. また、「精神障害者保健福祉手帳」の申請と併せて、障害者総合支援法による精神通院医療費の公費負担の申請ができます(17ページ参照)。
6. およそ1～2カ月で交付されます。有効期限は2年間で、3カ月前から更新申請ができます。

わたしの体験

●若年性認知症の夫と共に、市内の美術館や動物園に行った際に手帳を活用しました。付き添い者として私も無料になり、入館料が助かりました。京都に旅行した際もお寺の拝観料が半額になりました。

- 要介護5の妻を毎日デイサービスに送迎するのに、「障害者手帳」1級により自宅と施設の前の「駐車禁止帯」に車を止める許可証をもらい、大変助かっています。また、所得税・住民税の障害者控除や送迎に使用する自家用車の自動車税非課税、通院医療費の1割負担など経済的にも助かります。
- 僕は57歳、就労できなくなり今は週3回デイケアに通っています。精神障害者手帳3級ですが、地下鉄料金の助成は大変助かっています。

●手帳を交付された場合のメリット

1. 税金の控除・非課税の優遇措置

| 税区分 | 優遇内容 | 備考 |
|-------------------------|---|--|
| 所得税 | ①障害者控除 ②障害者控除の同居特別障害者加算(1級のみ) ③郵便貯金・小額預金の利子等の非課税(マル優) | 「源泉徴収票」添付 |
| 住民税 | ①障害者控除 ②障害者控除の同居特別障害者加算(1級のみ) ③低所得者の非課税 | 所得税に係る確定申告 住民税に係る住民税申告 ※確定申告をした方については、住民税申告は不要となります。 |
| 相続税 | 障害者控除 | |
| 贈与税 | 特別障害者扶養信託契約の非課税(1級の人への贈与) | |
| 自動車税 自動車取得税 軽自動車税 | 障害者本人、または障害者と生計を一にする方が所有する自動車等で、一定の要件に該当する場合は減免となる場合があります。 | |

2. 交通費・公共施設の助成(札幌市の場合)

| | 程度 | 助成内容 |
|---------------|----------|---|
| 公共交通機関の交通費※1 | 障害等級1・2級 | 福祉乗車証、タクシー券年39,000円分、ガソリン券年30,000円分のいずれか |
| | 障害等級3級 | サピカへのチャージ年48,000円分、タクシー券年13,000円分、ガソリン券年10,000円分のいずれか |
| 公共施設の観覧・利用料※2 | 問わない | ・文化施設(札幌時計台、芸術の森など) ・レクリエーション施設(円山動物園、百合が原公園など) ・体育施設(区民体育館、川下公園など) |

※1 手帳取得時期、交通費助成申請時期によっては助成額が異なります。

※2 施設により優待内容が異なります。公共施設は全国共通ですので、直接問い合わせをしてみましょう。

3. その他の利用できる制度

- 生活保護受給者で、1級、2級の手帳を持っている方は、障害者加算がつく場合があります。
- 重度障害者送迎駐車禁止除外指定制度の適用
道路交通法施行細則により、「精神障害者保健福祉手帳」1級に該当する人を送迎等で駐車禁止帯に駐車する場合、「除外指定標章」を掲示することで駐車できる制度。本人が同乗する場合、自家用車のみならずタクシーや他の車両でも対象となります。申請は、手帳持参の上、最寄りの警察署の交通課へ。
- 重度心身障害者医療費給付制度の適用
「精神障害者保健福祉手帳」1級の該当者は、通院医療費の負担が1割になる制度です(詳細は17ページ参照)。
- 電話料金の減免
①携帯電話基本使用料等の割引を受けることができます。
②NTTの電話番号案内料の免除措置を受けることができます。
- NHK受信料の減免
詳細はNHKへお問い合わせください。
・全額免除:手帳を持っている人を含む世帯全員が住民税非課税の場合
・半額免除:1級の手帳を持っている人が世帯主かつNHKの受信契約者である場合
- 公営住宅使用料の減額、生活福祉資金貸付制度など利用できる制度もありますので、窓口でお確かめください。